

2020年6月1日

労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

(対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日)

労働者派遣事業許可（派）46-300003  
株式会社ネクステージ  
〒892-0822 鹿児島市泉町4-8 中塚ビル1F  
TEL:099-224-7878

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

①派遣労働者の数	322名
②派遣先の数	57件
③派遣料金の平均額 ※当事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の平均額	11062円 / 日
④派遣労働者の賃金の平均額 ※当事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する賃金の平均額	7530円 / 日
⑤マージン率 ※マージンには、以下の費用などが含まれています。 ▶派遣会社が負担する各種保険料 / 有給休暇に関する負担分 ▶教育訓練費・福利厚生費 ▶派遣会社の運営費 / 営業利益	31.93%
⑥労使協定を締結しているか否かの別等	有 対象の範囲：全ての派遣労働者 当該協定の有効期限の終期：2021年3月31日
⑦派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	キャリアコンサルティングの相談窓口 【連絡先】099-224-7878 教育訓練の内容 ▶OJT / Off-JT（ビジネスマナー、個人情報保護、情報セキュリティ、法令遵守勉強会、技術系研修など）